

国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会（第4回）について



National Institution For Youth Education
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

I. 国立オリンピック記念青少年総合センターの 変遷、取組概要、課題認識と今後の展望

II. 青少年教育指導者養成について

III. 第1回～第3回までの課題や委員意見を踏まえた機構の考え

国立オリンピック記念青少年総合センターの変遷

昭和40年4月

「特殊法人オリンピック記念青少年総合センター」として設立

昭和41年1月

研修の受入が開始
(一般教養、生活技術、職業技術、体育レクリエーションなどの宿泊集団活動)

昭和55年5月

「国立オリンピック記念青少年総合センター（文部省所管施設等機関）」の発足
(以下、文部省設置法（抄）（第24条の2）より一部抜粋)
国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を通じ、並びに青少年教育に関する施設及び団体との連絡及び協力並びに青少年教育に関する専門的な調査研究を行うことにより、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関とする。

昭和63年12月

国立オリンピック記念青少年総合センター整備総合計画策定調査協力者会議において
「国立オリンピック記念青少年総合センター整備基本構想」が了承。
(以下、「国立オリンピック記念青少年総合センター整備基本構想」より一部抜粋)
新しい青少年総合センターの基本的機能
1. 青少年の国際交流のセンター
2. 全国的規模で行う青少年の交流と学習のセンター
3. 青少年に関する情報のセンター

国立オリンピック記念青少年総合センターの変遷

平成13年4月

「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」として発足

（以下、国立オリンピック記念青少年総合センター法（第10条「業務の範囲」）より一部抜粋）

- ・ 青少年教育関係者等に対する研修のための施設を設置すること
- ・ 青少年教育関係者等に対する研修を行うこと
- ・ 青少年教育関係者等に対する研修のための利用に供すること
- ・ 青少年教育関係者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと
- ・ 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること
- ・ 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと
- ・ 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う（略）活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること

平成18年4月～

3 法人（※）が統合し「独立行政法人国立青少年教育振興機構」として発足

（以下、独立行政法人青少年教育振興機構法（第11条「業務の範囲」）より一部抜粋）

- ・ 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置すること
- ・ 青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと
- ・ 青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること
- ・ 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと
- ・ 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること
- ・ 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと
- ・ 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う（略）活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること

※ 3 法人とは、「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」、「独立行政法人国立青年の家」、「独立行政法人国立少年自然の家」を指す。

国立オリンピック記念青少年総合センターの取組概要

国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「オリンピックセンター」という）において実施・開催される事業等（例）

①全国的な事業

【少年の主張全国大会】

中学生が日常生活の中で感じた心からの思いや考え、感銘を受けた出来事などを広く発表することで、多くの国民に中学生への理解や関心を深めてもらうことをねらいとして実施している。令和5年度の第45回大会は4年ぶりに集合開催で実施した。



【未来を拓く子供応援フォーラム】

子供たちを取り巻く社会環境等の変化により、子供たちの体験活動が減少し、生活リズムの乱れなどを踏まえ、学校や行政、青少年教育施設、NPO団体、企業等が連携し、体験活動の機会と場を拡充する契機とすることを目的に、関係者による情報交換や協議等を実施している。



②国際交流事業

【ミクロネシア諸島自然体験交流事業】

ミクロネシア諸島の青少年との相互交流を通じて、自然の素晴らしさや共存することの大切さを学ぶことを目的に実施している。日本からミクロネシアへの派遣事業では、無人島生活体験、ホームステイ体験などを行い、事業を通じて日本と外国との関係や自然保護の大切さを学んでいる。



【日中韓子ども童話交流事業】

日本・中国・韓国の子供たち計100名が一堂に会し、各国の絵本・童話を通じて読書の楽しみを知るとともに、協力して創作絵本を作成することで、相互に友情を深め合うことを目的に、平成14年度に開始し、平成23年度からは3カ国による巡回で開催している。



③その他

【大規模な国際的イベント(大会)の実施】

令和5年度には、国際物理オリンピックが7月10日～17日(8日間)に開催され、国内外81か国の学生及び関係者約700名がオリンピックセンターへ来場した。
令和7年度には、東京2025デフリンピックが11月15日～26日(12日間)に開催予定で、各国の選手及び監督コーチ等約650名の宿泊受入を行うとともに、大会運営本部や輸送本部、メディアセンター等がオリンピックセンター内に設置される予定である。

1. 利用状況

(1) オリンピックセンターの総利用者数（H24、H30、R5、R6）の対比

概況説明

- ・ R6の宿泊総利用者数は、H24及びH30対比で6割弱、日帰り利用者数は、H24及びH30対比で5割弱である。
 - ・ R6の宿泊総利用者数は、R5対比で微増、日帰り利用者数は、R5実績程度の予約数が見込まれている。
- ※令和6年度利用については、利用直前まで予約が入る可能性があるため、今後も増加する見込みである。

(単位：%)

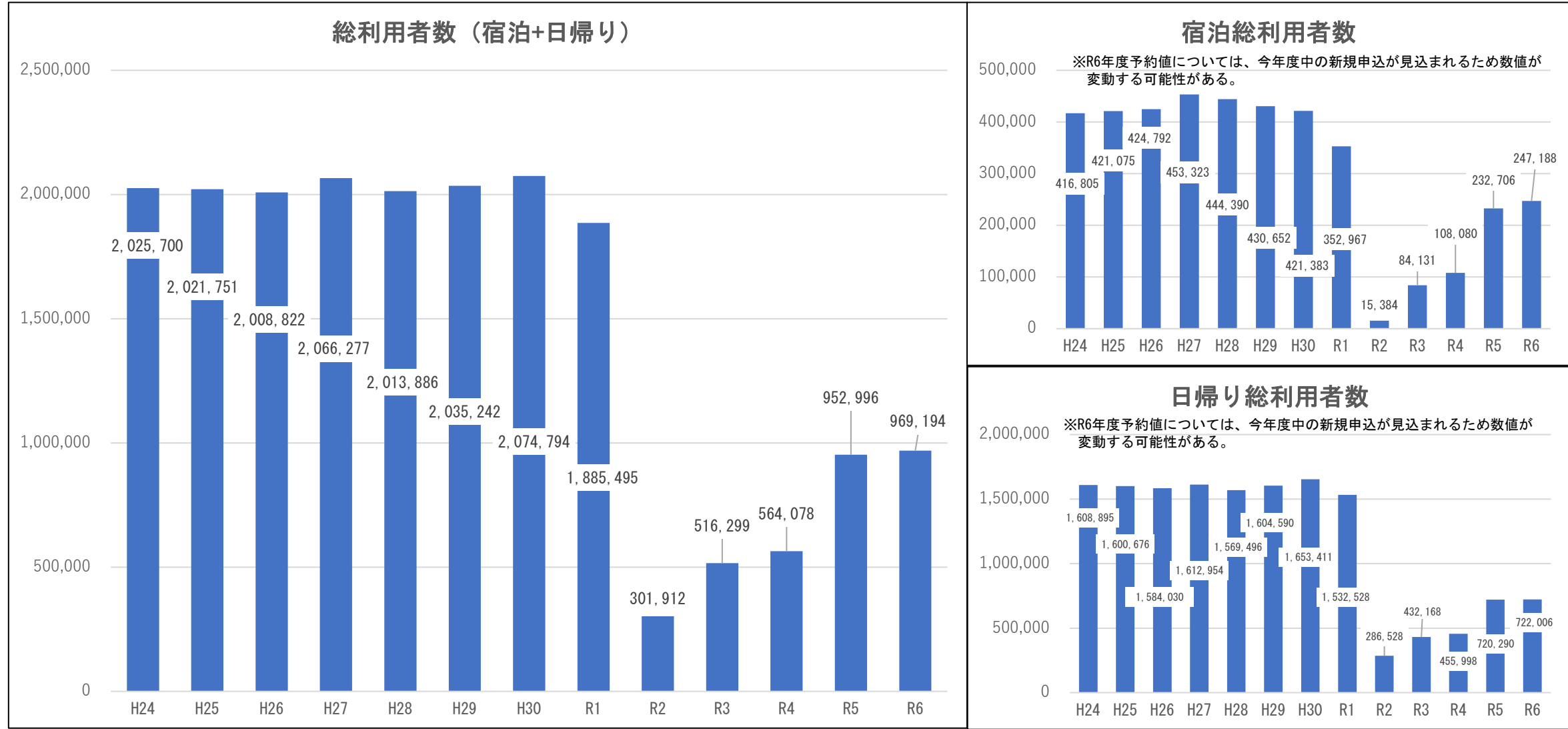
	(単位：人)				R6予約値の各年度対比		
	H24	H30	R5	R6予約値	H24年度	H30年度	R5年度
総利用者数	2, 025, 700	2, 074, 794	952, 996	969, 194	47. 8	46. 7	101. 7
宿泊総利用者数	416, 805	421, 383	232, 706	247, 188	59. 3	58. 7	106. 2
日帰り総利用者数	1, 608, 895	1, 653, 411	720, 290	722, 006	44. 9	43. 7	100. 2

※R6予約値は、10月末までの実績値と11月以降の予約値を合算し算出。

1. 利用状況

参考 ； オリンピックセンターの総利用者数（H24～R6）

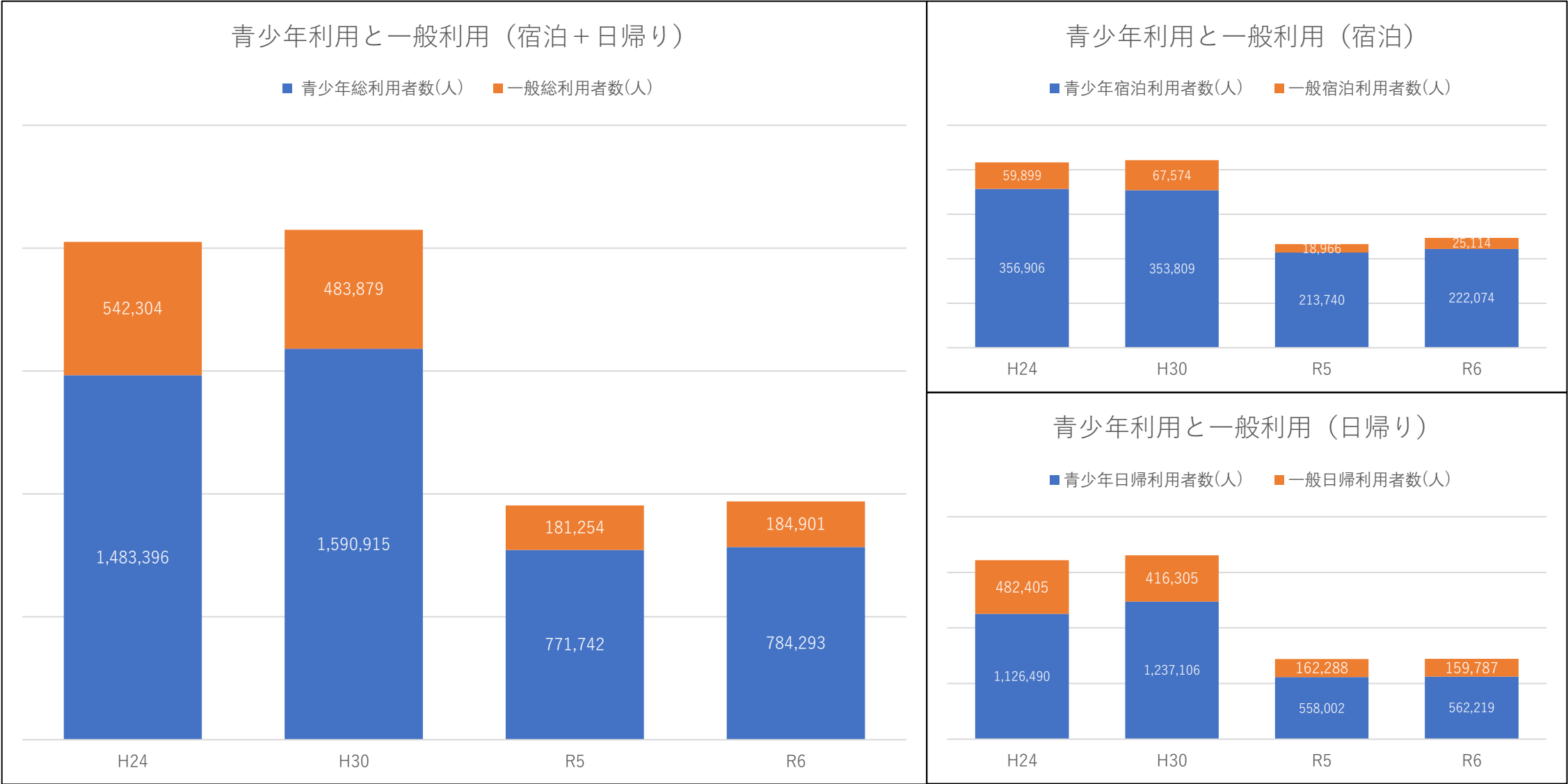
（単位：人）



1. 利用状況

(2) ① 青少年利用と一般利用 (H24、H30、R5、R6)

(単位：人)



1. 利用状況

(2) ②団体区分別団体数及び総利用者数（H24、H30、R5）

宿泊のコア団体は青少年団体であり、R5において団体数では全体の約40%を占め、総利用者数では全体の約30%を占める。（赤枠部分）
 日帰りのコア団体は官公庁企業等であり、R5において団体数では全体の約30%を占め、総利用者数でも全体の約35%を占める。（青枠部分）
 H24対比及びH30対比では、学校団体の日帰りを除いて、団体数・総利用者数のいずれも減少しており、特に日帰りにおいて減少の割合が大きい。

（団体数単位：団体、総利用者数単位：人）

利用種別	団体区分	H24		H30		R5		団体数比較		総利用者数比較	
		団体数	総利用者数	団体数	総利用者数	団体数	総利用者数	H24対比	H30対比	H24対比	H30対比
宿泊	学校団体	956	92,007	789	91,808	391	53,267	40.9%	49.6%	57.9%	58.0%
	青少年団体	1,462	109,719	1,132	101,063	810	70,614	55.4%	71.6%	64.4%	69.9%
	官公庁企業等	991	135,140	991	151,490	523	64,057	52.8%	52.8%	47.4%	42.3%
	その他	819	79,939	652	77,022	330	44,768	40.3%	50.6%	56.0%	58.1%
	小計	4,228	416,805	3,564	421,383	2,054	232,706	48.6%	57.6%	55.8%	55.2%
日帰り	学校団体	354	45,507	443	71,519	391	53,267	110.5%	88.3%	117.1%	74.5%
	青少年団体	10,062	429,970	7,303	369,014	3,045	141,194	30.3%	41.7%	32.8%	38.3%
	官公庁企業等	5,976	547,612	6,531	578,206	3,820	254,236	63.9%	58.5%	46.4%	44.0%
	その他	18,148	585,806	14,633	634,672	6,773	271,593	37.3%	46.3%	46.4%	42.8%
	小計	34,540	1,608,895	28,910	1,653,411	14,029	720,290	40.6%	48.5%	44.8%	43.6%
宿泊+日帰り	学校団体	1,310	137,514	1,232	163,327	782	106,534	59.7%	63.5%	77.5%	65.2%
	青少年団体	11,524	539,689	8,435	470,077	3,855	211,808	33.5%	45.7%	39.2%	45.1%
	官公庁企業等	6,967	682,752	7,522	729,696	4,343	318,293	62.3%	57.7%	46.6%	43.6%
	その他	18,967	665,745	15,285	711,694	7,103	316,361	37.4%	46.5%	47.5%	44.5%
	合計	38,768	2,025,700	32,474	2,074,794	16,083	952,996	41.5%	49.5%	47.0%	45.9%

1. 利用状況

(2) ③ 1団体当たりの実人数（H24、H30、R5）

宿泊利用のコア団体である青少年団体は、1団体当たりの実人数については、他の団体区分に比べて規模が小さい傾向にある。

1団体当たりの実人数が多いのは学校団体であり、続いて官公庁企業等が多くなっている。

H24及びH30対比では、特に学校団体の宿泊についてはいずれも規模が大きくなっている。その一方で、日帰りについては、どの団体区分もH30に比べて規模が小さくなっている。

（単位：人）

利用種別	団体区分	H24	H30	R5	H24対比	H30対比
宿泊	学校団体	96	116	136	141.7%	117.2%
	青少年団体	75	89	87	116.0%	97.8%
	官公庁企業等	136	153	122	89.7%	79.7%
	その他	98	118	136	138.8%	115.3%
	全団体	99	118	113	114.1%	95.8%
日帰り	学校団体	129	161	136	105.4%	84.5%
	青少年団体	43	51	46	107.0%	90.2%
	官公庁企業等	92	89	67	72.8%	75.3%
	その他	32	43	40	125.0%	93.0%
	全団体	47	57	51	108.5%	89.5%
宿泊+日帰り	学校団体	105	133	136	129.5%	102.3%
	青少年団体	47	56	55	117.0%	98.2%
	官公庁企業等	98	97	73	74.5%	75.3%
	その他	35	47	45	128.6%	95.7%
	全団体	52	64	59	113.5%	92.2%

※利用種別ごとに実人数を算出しているため、「宿泊+日帰り」の人数は、「宿泊」「日帰り」の合算値ではない。

1. 利用状況

(2) ④一人当たりの平均宿泊数 (H24、H30、R5)

宿泊利用のコア団体である青少年団体の平均宿泊数は2.2日であり、H24に比べ若干減っているものの、H30対比では微増となっている。
学校団体の平均宿泊数は、H24及びH30と比較して10%前後の増加傾向がみられる。
官公庁企業等団体の平均宿泊数は、H24及びH30と比較して10%前後の減少傾向がみられる。

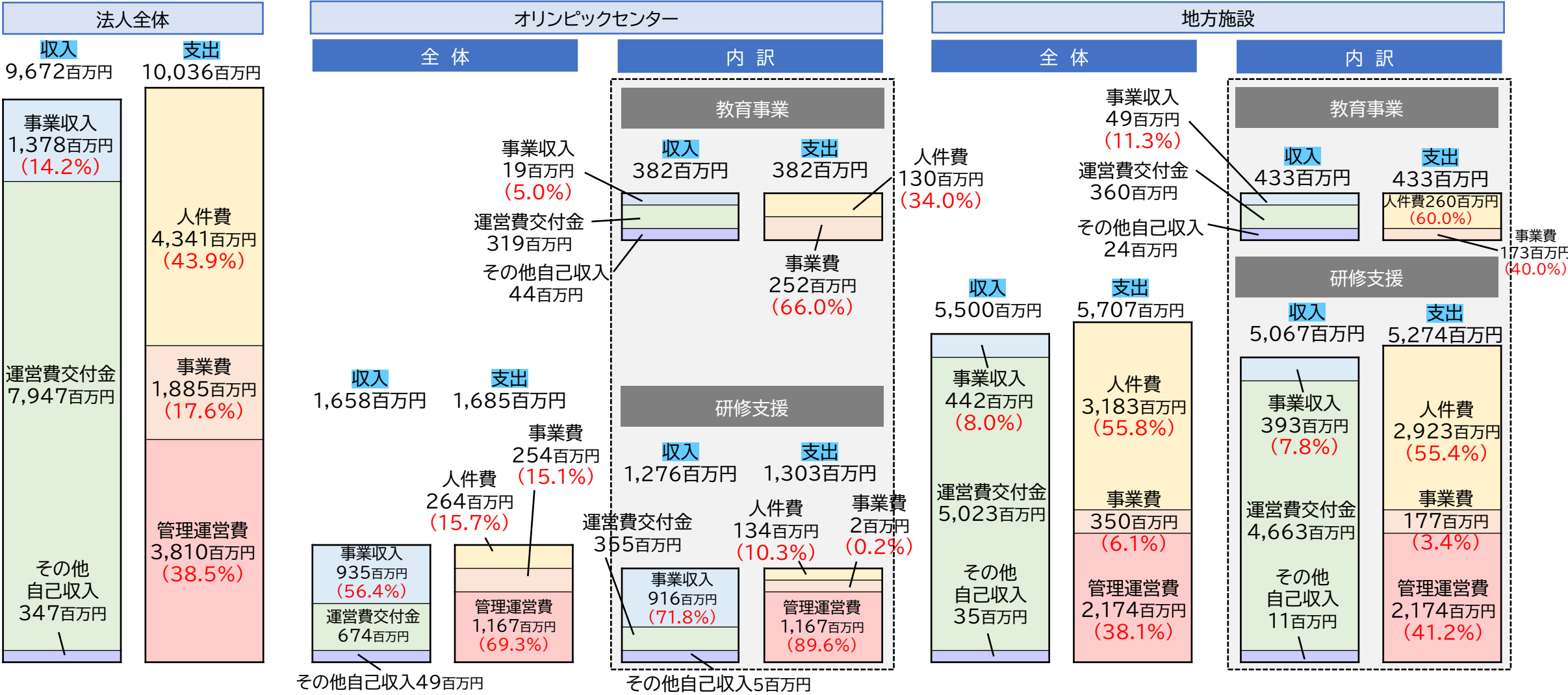
(単位：泊)

団体区分	H24	H30	R5	H24対比	H30対比
学校団体	1.7	1.8	1.92	112.9%	106.7%
青少年団体	2.36	2.14	2.21	93.6%	103.3%
官公庁企業等	3.12	2.86	2.58	82.7%	90.2%
その他	2.27	2.53	2.42	106.6%	95.7%
平均	2.36	2.33	2.28	96.6%	97.9%

国立オリンピック記念青少年総合センターの取組概要

2. 収支状況（令和5年度）

注：表中の(●%)は各収入・支出の総額に占める割合を示す。



*1)支出額については、キャッシュベース(支出額ベース)で計上している。(※第1回資料は損益ベース(会計処理ベース)で計上。)
*2)収支差については、法人全体の収支差を地方施設やオリンピックセンターの支出額を基に按分している。
*3)その他自己収入には、寄附金収入、受託収入、補助金収入、助成金収入等を含む。
*4)オリンピックセンターにおける管理運営費については、全て研修支援の経費として計上している。
*5)オリンピックセンターにおける教育事業は、地域を対象とした事業及びオリンピックセンターを会場とする全国的又は国際事業(本部主催を含む)を合計して計上している。
*6)第3回の資料において、オリンピックセンターの研修支援に係る人件費の一部に教育事業分(24百万円)が含まれていたことから、本資料においては、収支から控除している。

課題認識

- 収支改善の観点から企業・官公庁等の研修利用の多様なニーズに応えられるよう適切に対応することが必要。
- 光熱費や人件費・業務委託経費の高騰の影響を受けており、より収支バランスの取れた施設経営が必要。
併せて、施設の老朽化が著しいため計画的な改修工事等が必要。
- 電話・紙ベースを中心とする業務プロセスを見直し、DX化等を活用した業務の効率的な改善が必要。

今後の展望

- (1) 利用者ニーズの適切な把握、プロモーション活動の強化、業務に係る運営体制の構築を図る。
 - ①更なる青少年利用者の確保
 - ②青少年の利用を確保した上での一般利用者の増加
 - ③全国的な事業、国際交流事業、大規模な学会や研修会での積極的な活用等
 - ④新たな利用者の発掘、現在の利用者リピート率の向上、過去利用者の復活利用等による利用者の増加
- (2) 適切な受益者負担により収支バランスの取れた持続的経営を実現し、その成果をもとに青少年教育の充実を図る。併せて、中長期的な施設整備計画を策定・実施し、持続的・安定的な施設経営を図る。
- (3) 業務プロセスの見直しによる業務の効率化、人件費・業務委託経費等の削減などにより経営効率を高める。

I. 国立オリンピック記念青少年総合センターの 変遷、取組概要、課題認識と今後の展望

II. 青少年教育指導者養成について

- (1) 職員の人材育成について（主に事業系職員）
- (2) 全国的な青少年教育指導者の育成について

III. 第1回～第3回までの課題や委員意見を踏まえた機構の考え

職員の人材育成について（主に事業系職員）

1. 機構の人員構成（事業系職員を中心に）

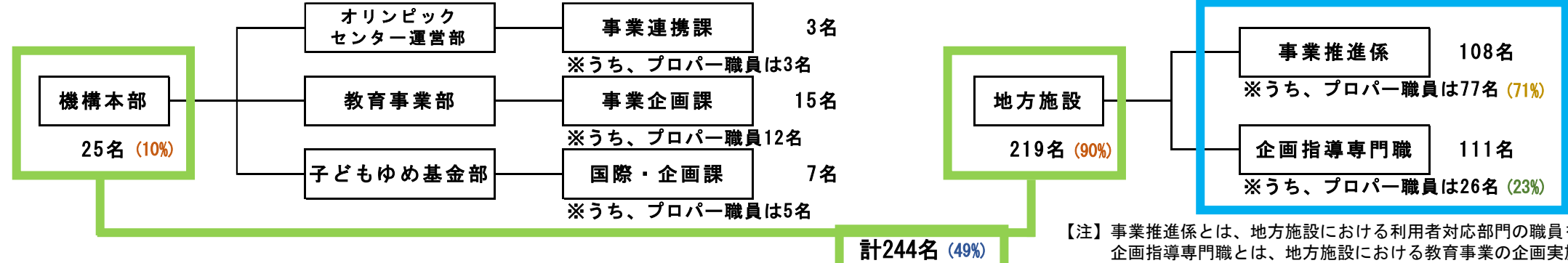
（1）機構職員の人員構成

- ・ 機構職員は、73%が常勤職員であり、そのうちプロパー職員は53%、出向者は47%の比率を占めている。
- ・ 常勤職員のうち、49%は事業系職員であり、そのうち地方施設の事業系職員で90%を占めている。
- ・ そのうち、事業推進係に占めるプロパー職員の比率は71%であり、企画指導専門職に占めるプロパー職員の比率は23%である。

R6. 7. 1現在（単位：人）

機 構		常勤職員	常勤職員内訳		出向者等内訳				非常勤職員
			プロパー	出向者等 (任期付含む)	文科省/独法	地方自治体	大学	任期付	
機 構	本部	105	76	29	12	1	7	9	38
	オリンピック センター運営部	14	11	3	1	1	0	1	6
	地方施設	380	175	205	9	108	68	20	142
	合計	499 (73%)	262 (53%)	237 (47%)	22	110	75	30	186

（2）事業系職員の配置状況（常勤職員）



【注】事業推進係とは、地方施設における利用者対応部門の職員を指す
企画指導専門職とは、地方施設における教育事業の企画実施部門の職員を指す

1. 機構の人員構成（事業系職員を中心に）

（3）地方施設における事業系職員の配置

- ・ プロパー職員は、地方施設に平均6.5名が配置されている。（最小3名、最大10名）
- ・ 事業推進係には、プロパー職員が平均2.9名が配置されている。（最小1名、最大6名）
- ・ 企画指導専門職には、プロパー職員が平均1.0名が配置されている。（最小0名、最大3名）
- ・ 27施設中10施設には、企画指導専門職にプロパー職員が配置されていない。

【27施設の平均値】

（単位：人）

職員数	非常勤	常勤		事業系職員数	事業推進係		企画指導専門職	
		プロパー	出向者		プロパー	出向者	プロパー	出向者
19.3	5.2	6.5	7.6	8.1	2.9	1.1	1.0	3.1

【偏りのある施設の例】

①事業系職員におけるプロパー職員の比率が低い施設 ※事業系職員8名のうち、プロパー職員は2名（25%）

職員数	非常勤	常勤		事業系職員数	事業推進係		企画指導専門職	
		プロパー	出向者		プロパー	出向者	プロパー	出向者
16	2	3	11	8	2（25%）	1	0（0%）	5

②事業系職員におけるプロパー職員の比率が高い施設 ※事業系職員7名のうち、プロパー職員は5名（71%）

17	5	7	5	7	2（28%）	1	3（43%）	1
----	---	---	---	---	--------	---	--------	---

2. 人材確保と育成方針（事業系職員に限定）

（１）人材確保

①現状

- ・ 地方施設における教育事業の企画実施部門の職員である企画指導専門職は、主に地方自治体（教育委員会）からの出向者
- ・ 地方施設における利用者対応部門の職員である事業推進係は、主にプロパー職員

②課題

- ・ 主に企画指導専門職に配置される地方自治体（教育委員会）からの出向者が減少しているため、短期的には専門性が低下する
- ・ 企画指導専門職にプロパー職員の比率が低い施設が多い/若年層の割合が高い ※プロパー職員の企画指導専門職26名中、おおむね30代半ばまでの職員が16名（62%）
- ・ 利用者とのやり取りや利用調整、利用者アンケートの実施等、事業推進系の業務効率化が進んでいない

（２）育成方針

①現状

- ・ 本部で実施する研修 ・ ・ ・ 新任事業系職員研修、体験活動安全管理研修（山編、水辺編、雪編）、自然体験活動指導者（NEAL）養成事業
- ・ 施設で実施する研修 ・ ・ ・ 海洋実務研修、カッター研修、登山研修、川活動研修、冬季活動研修 等

※実施件数 406件 参加者数 4,579人 「令和5年度業務の実績に関する自己点検・評価報告書」

②課題

- ・ 本部と施設で実施する研修の役割の明確化及び事業系職員を育成する研修の体系化が進んでいない

（３）課題解決に向けた取組

- ・ 計画的な人事異動による本部の教育事業企画立案部門と地方施設の教育事業企画実施部門の強化及び機能の向上
- ・ 本部で実施する研修と施設で実施する研修の効果的かつ体系的な実施体制の構築及びPDCAの強化
- ・ 機構で検討している青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業の活用

I. 国立オリンピック記念青少年総合センターの 変遷、取組概要、課題認識と今後の展望

II. 青少年教育指導者養成について

- (1) 職員の人材育成について（主に事業系職員）
- (2) 全国的な青少年教育指導者の育成について

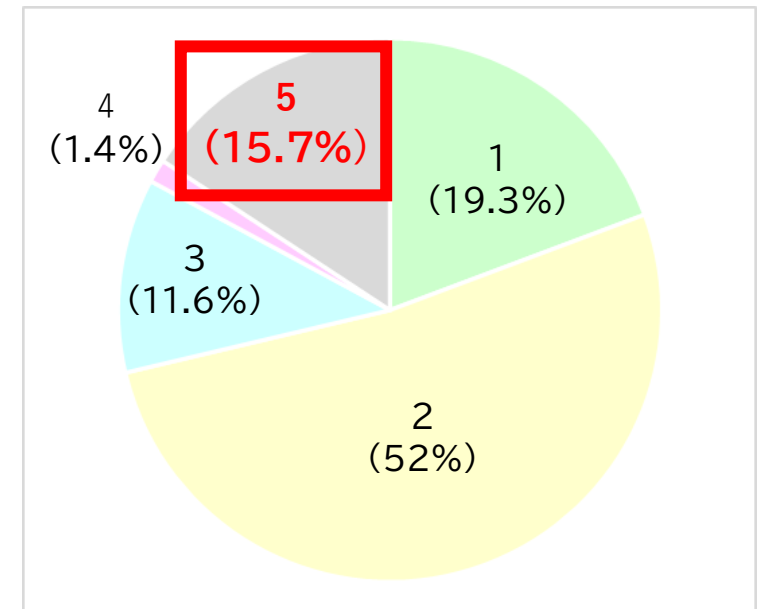
III. 第1回～第3回までの課題や委員意見を踏まえた機構の考え

全国的な青少年教育指導者の育成について

- 地方施設においては、教育事業を5つの大区分に分類し、事業を実施している。
- 最も実施数が多い区分は、「社会の要請」で全体の52%を占めている。一方で、「国際交流」は非常に少なく1.4%ほどである。
- 参加者数も「社会の要請」が最も多く、全体の約8割を占めている。

教育事業区分		事業数	参加者数
1	青少年教育に関するモデル的事业（モデル事業）		
	関係機関・団体や公立青少年教育施設、大学の研究者等と連携した実践研究事業。防災・減災教育を推進したり、SDGsの目標やESDの基本的な考え方をういた体験活動を推進したり、地域探究プログラムを推進したりするなど、地域の実情を踏まえた体験活動事業。	125 (19.3%)	5,983 (11.1%)
2	社会の要請に応える体験活動等事業（社会の要請）		
	社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業など	337 (52.0%)	42,766 (79.1%)
3	課題を抱える青少年を支援する体験活動事業（課題を抱える）		
	児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援する事業	75 (11.6%)	2,608 (4.8%)
4	グローバル人材の育成を見据えた国際交流事業（国際交流）		
	青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業	9 (1.4%)	277 (0.5%)
5	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する事業（指導者養成）		
	自然体験活動指導者養成事業、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業	102 (15.7%)	2,437 (4.5%)
		648	54,071

教育事業区分の実施割合



※ 事業数については、本部・オリンピックセンター事業を除いており、かつ、シリーズ事業をまとめて集計等しているため、自己点検評価報告書の数値とは一致していない。

○ 指導者養成事業の取組事例（機構が実施）

体験活動安全管理研修

青少年の体験活動に携わる指導者等の安全管理意識・能力、指導力及び救助技術の向上を目的として、「安全管理担当者編」「山編」及び「水辺編」を実施している。

主な講習内容として、安全管理の基礎、事故事例の研究、事故時の法的責任、体験活動における指導や安全管理の実際（登山実習、カヌー・SUP実習、ファーストエイド実習、救助実習）、安全管理担当者においては、会場施設の安全管理状況等について外部評価者として評価を行う演習を行っている。

また、雪上活動における安全管理の基礎、雪上におけるリスクマネジメント、雪上活動の指導及び安全管理の実際、事故事例から学ぶ安全管理などを主な講習内容とした「雪編」を3年に一度実施している。

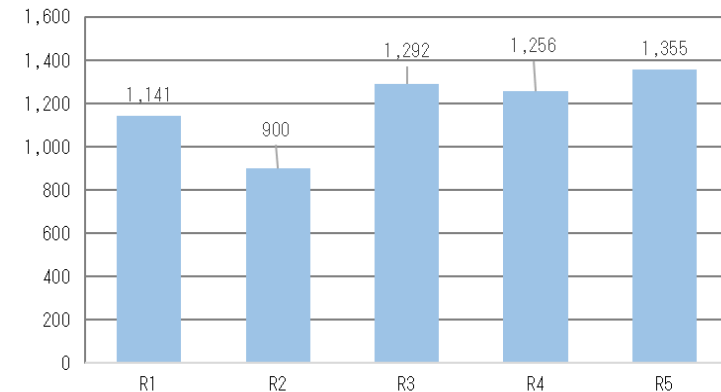


ボランティア養成研修

機構では、「青少年理解」や「安全管理」等の講義・実習を含む共通カリキュラムに準拠したボランティアの養成事業を、高校生や大学生などの青少年を中心に社会人も対象とし、全ての教育施設で実施している。

養成事業を受講した参加者は、当機構でボランティアとして登録することができ全ての教育施設の教育事業・研修支援等において運営・指導補助に携わっている。

ボランティア養成人数の推移



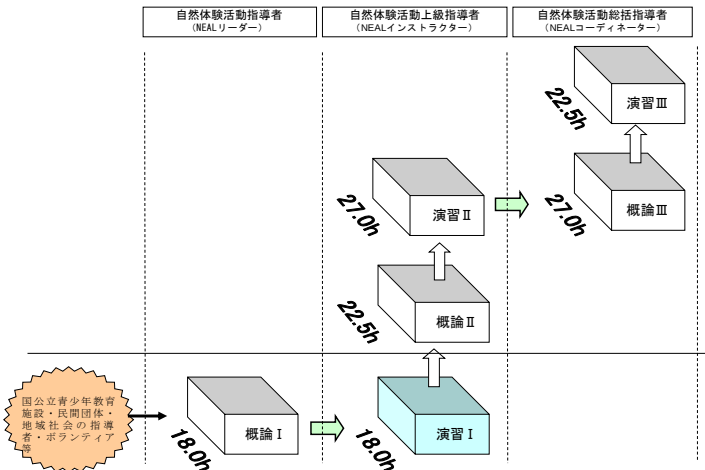
○ 指導者養成事業の取組事例（民間との共同）

自然体験活動指導者（NEAL）養成事業

当機構では、官民共同で創設した自然体験活動に関する指導者養成事業を実施している。

指導者の種類は、専門的な知識や経験の程度により、自然体験活動指導者（リーダー）、自然体験活動上級指導者（インストラクター）、自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の3資格がある。

「青少年教育における体験活動」「自然体験活動の技術」など、指導者として必要な知識・技術の習得を目指す講義・実技からなる『概論』（計67.5時間）と、自然体験活動における指導的経験（いわゆるOJT）を積む『演習』（計67.5時間）とで構成されている養成カリキュラムを段階的に修了する仕組みとなっている。



絵本専門士養成事業

絵本に関する高度な知識、技能及び感性を備えた絵本の専門家である絵本専門士を養成する講座を、平成26年度より開設している。本講座は「知識を深める」「技能を高める」「感性を磨く」の3分野、30コマ（50.5時間）の授業と修了課題により構成されている。授業は絵本学者、絵本作家及び編集者等による絵本の歴史や概論をはじめ、読み聞かせの技術や手法、絵本作家が物語に込めた意図やその背景を踏まえて編集作業に取り組む活動を紹介する講義など、多種多様な内容で構成されている。



○ 青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業

青少年の状況を踏まえつつ、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面や学びと活動の循環につながるカリキュラムを開発し、令和7年度、4施設で研修事業を実施する。

国の方向性

【「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（平成30年12月中教審答申）】

◇ 青少年教育の新たな役割

- 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成を総合的に推進し、さらには、青少年が社会の担い手となることを支援
- 様々な悩みを抱える若者を対象とした相談や自立支援、引きこもりや非行少年の自立支援、地域における防災拠点
- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化



機構としての考え方

青少年が抱える困難が複雑化・多様化する中で、青少年教育指導者は、

- ・ これまで青少年教育施設で実施してきた集団による協働的な学びの指導に加え、
- ・ 青少年一人ひとりの状況に応じて興味・関心を引き出す指導・支援に関するスキル、ノウハウや、
- ・ 自然環境・文化・歴史・産業等の地域の資源を活用した体験活動プログラムの開発・活用スキルを身に付けることが必要。

主な研修内容

「課題を抱える青少年理解を踏まえた指導スキルの育成」、「地域の特質を活かしたプログラム開発能力の育成」、「コーチングスキルの育成」、「事業マネジメント力の向上」等

1. ナショナルセンターの職員の人材育成

ナショナルセンターとしての機能を着実に発揮する職員の資質能力の向上を図るための育成に努める。

2. 青少年教育指導者の質の向上

既存の青少年教育指導者資格を踏まえつつ、青少年の多様な状況（特別な支援が必要な課題を抱える青少年への指導等）、家庭における体験格差、教師の働き方改革など、青少年をめぐる社会環境に対応した質の高い指導者を養成する。

3. 公立青少年教育施設や民間等への普及

質の高い指導や安全性の高い事業を全国的に実施するために、養成事業を公立青少年教育施設や青少年教育に関わる民間団体等へ普及し、青少年教育指導者の量的拡大を図るとともに、質の高い指導者が携わる活動の拡充方策を実現する。

I. 国立オリンピック記念青少年総合センターの
変遷、取組概要、課題認識と今後の展望

II. 青少年教育指導者養成について

III. 第1回～第3回までの課題や委員意見を
踏まえた機構の考え

第1回～第3回までの課題や委員の御意見を踏まえた機構の考え

(文科省資料「本検討会における論点案1-5」について)

- (1) 教育事業・研修支援事業・一般利用などのターゲットの拡大をどのように考えるか
- (2) 持続可能な青少年教育事業を実施するに当たって、どのような取組から収益性を確保すべきか
- (3) 多様なニーズや新たな取組を実施するに当たって、青少年機構本部と地方教育施設との関係性をどのように考えるか

(文科省資料「本検討会における論点案【論点1-5】より)

(1) 教育事業及び研修支援の今後のターゲットの拡大について

課題を抱える青少年をはじめ、一人一人の青少年に応じた青少年教育を推進するとともに、持続的かつ安定的な経営を実現するため、企業・官公庁、個人・家族等の一般利用の適切な拡大に努める。

(2) ①青少年教育のナショナルセンターとして実施する教育事業について

- ・ 真に必要な事業（モデル的事業、課題を抱える青少年を支援する事業、国際交流事業、指導者育成事業等）を精選し、事業の質の向上及び普及啓発に取り組み、その効果検証を行う。
- ・ 収益性の確保の観点からは、適切な受益者負担（指導料や施設・設備の使用料等の経費負担の見直し、出前事業の有料化等）を検討し、当該収益については、課題を抱える青少年への支援等、青少年教育へ還元する。

②施設利用の大半を占める研修支援について

- ・ 利用者の増加及び多様化を図る中で適切な受益者負担（利用者に応じた施設使用料の設定等）を実現し、当該収益については、青少年教育へ還元する。
- ・ 施設の構造的要因も踏まえながら、変動費（水光熱費、燃料費等）や物件費等を削減し、施設経営の一層の最適化、経営効率の向上を実現する。

(3) 本部と地方施設との関係性について

本部における以下の機能等の強化を図り、「本部での企画立案・研究開発機能」と「地方施設での実践機能」が相互にシナジーを発揮し、高い成果に結びつくように取り組む。

○施設全般の経営に関わる総合的な企画立案機能の強化及び各地方施設の最適な経営、事業、人材育成等の実現に向けたサポート機能の強化

○青少年教育研究センターを核とした「先導的な教育プログラムの開発」、「研究成果をもとにした地方施設での実践及び効果的なPDCAサイクルの確立」並びに「大学や公立施設等の多様な機関との連携の充実による研究開発機能の強化」